

医療分野における情報管理の強化に向けた勉強会

経過

- サイバーセキュリティ対策を講じることが不可欠なか、日本では、2014年11月にサイバーセキュリティ基本法が成立し、2015年1月内閣に「サイバーセキュリティ戦略本部」が、内閣官房に「内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)」が設置。医療分野は、同本部が決定した「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画」で、機能停止(又は低下)により国民生活や経済活動に多大な影響を及ぼしかねない重要インフラの一つとして位置づけ(全12業種)。
- 医療現場においては、電子的な情報共有の普及や、最先端の画像技術の活用・提供などが加速し、政府においてもゲノム解析・AI等の最先端技術の活用を目的としたデータヘルス改革などICTの活用が進む一方、業界全体としての取り組みは十分とはいえなかった。サイバーセキュリティ対策の情報を業界で共有する枠組み(セプター)も、医療分野については、事務局機能が唯一役所(厚生労働省)によって運営され、サイバーセキュリティの情報を収集、分析する機関であるISAC也未整備だった。
- また、医師、患者ともに本人確認が徹底されない場合、医療の安全性が損なわれることも予想されるため、電子的な署名・認証や医師等の資格に活用可能なHPKI(保健医療福祉分野の公開鍵基盤Healthcare Public Key Infrastructure)の仕組みが効果的。
- このため、標記勉強会を開催し、他業界の取り組みを学び、医療分野の情報管理のあり方、HPKIの普及について研究。

開催経過

第1回(2017/11/29): NTTコミュニケーションズ、総務省よりヒアリング
第2回(2018/1/30): 金融ISAC、厚労省、金融庁よりヒアリング
第3回(2018/2/20): 電力ISAC、資源エネルギー庁よりヒアリング、
総務省よりクラウド事業者の安全管理ガイドライン
についてヒアリング

第4回(2018/3/13): 日本医師会より医療セプターの体制について説明
駐日エストニア大使館よりヒアリング
第5回(2018/4/24): 厚労省より遠隔診療ガイドライン等について説明
損害保険会社よりヒアリング

成果

- 2018年4月より、医療分野においては、日本医師会などを中心としたセプターを設けることとなり、NISCのセプターカウンシルの正式メンバーとして参加することとなった。今後、ISACについても、同様に医療分野での構築を進める。
- HPKIカード(医師資格証)についても、遠隔診療時の医師の確認要件としてガイドラインに記載いただき、2018年4月には、自民党「サイバーセキュリティ対策本部第一次提言」にも資格証の重要性が盛り込まれた。今後は、資格証の普及などに向けた取り組みがより一層必要と考えている。



2018年4月24日 第5回勉強会
(自見はなご事務所作成)